

氏名(本籍)	まつもとひろゆき 松本宏之(広島県)		
学位の種類	博士(経営工学)		
学位記番号	博乙第1,378号		
学位授与年月日	平成10年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	社会工学研究科		
学位論文題目	海上交通法規のシステム化 —計量法律学および政策法学的接近		
主査	筑波大学教授	Ph.D.(社会学)	松田紀之
副査	筑波大学教授	工学博士	江藤肇
副査	筑波大学教授	Ph.D.(経済学)	小田切宏之
副査	東京工業大学教授	工学博士	新田克己
副査	筑波大学助教授	理学博士	佐藤亮

論文の内容の要旨

本論文は海上交通法規のシステム化を行ったものであるが、社会統制技術としての法の性格上、海上交通法規にとどまらず高い汎用性を目指したものになっている。論文は次の6章から構成されている：

第1章 序論

研究の背景と目的

先行研究の動向

第2章 法的思考のシステム化

法的思考と法的推論のモデル化

法的世界の記述手法

第3章 規範概念の論理形式化

Hohfeldの基本的法概念の意義と論理形式化

ケーススタディ

第4章 海上交通法規のシステム化の方法

システム化の基本方針

LFLモデルに基づく法ルール文の論理形式化

ケーススタディ

第5章 法的概念の構造に関する分析

法的概念の分析

述語の分析

第6章 結論および提言

筆者はまず、法令のシステム化に関する先行研究を批判的に概観した後(第1章)、法的思考の分析をおこなう(第2章)、続いて Hohfeld が類型化した規範的様相概念を第1階述語論理で記述し、規範的法令文が推論ルール化できることを示している(第3章)。この成果を踏まえ、海上交通法規のシステム化を試みた(第4章)。第5章では、海事専門用語で最も基本的な“船舶”概念の分析や、法固有の記述に関する扱いを述べ、さらに海上

交通法規に用いられた論理述語の頻度分析を行っている。

法ルール文は基本的に法律要件が法律効果を含意する形の論理式として表現される。この際に、手続き的一貫性と述語論理式の形式的統一性を確保するため、筆者はLEL (Logical Formalization in Law) モデルと呼ぶ基本手続きを定め、立法趣旨、法の優先関係、さらに特殊領域の専門知識等も反映させながらシステムを実現した。法ルール文は次の8種類の格関係子をもとに述語群の連言標準形式で記述されている：

様相 (modality), 主体 (agent), 客体 (object), 状態や修飾 (state),
条件や限定 (condition), 目的 (purpose), 手段 (means), 時間や時刻 (time)

LELモデルによる論理形式化の過程で、以下のことが明らかになった：

- 1) 条文の法律要件と法律効果の論理関係を明示することができる。
- 2) 基本的法概念の論理演算により、条文に明示されていないあらゆる当事者の法的関係を法ルール文として表現できる。
- 3) 法令用語の多義性の弊害を減らし、法的命題の明晰性を高めることができる。
- 4) 抽象的な概念である航海術上のコモンセンスの分析を通じて、条文で明文化されていない法規範を法ルール文として記述できる。
- 5) 論理式の分析を通じて、法的命題の格構造や海上交通法規の法的性格を再検討できる。

審査の結果の要旨

本研究は法令のシステム化のみならず、「衝突のおそれ」に関するユニークな数量的分析も含まれており、計量法律学面でも貢献が大である。句構造文法を基本にした、法条文の論理式への自動変換などが残された課題である。

よって、著者は博士（経営工学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。